

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報 - 台湾〕

〔概要〕

台湾では、発明、実用新案、意匠の3つが「専利法」という法律で包括的に保護されています。つまり、日本における特許法、実用新案法、及び意匠法が、台湾では「専利法」という1つの法律に統合されています。この専利法その他、「専利法施行規則（日本の政令に対応）」と「専利審査基準（日本の審査基準に対応）」が定められています。

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「自然法則を利用した技術的思想による創作」とであると定義されています(21条)。

以下のものは、発明に該当しません(基準第2章-1.2)。

- (1) 単なる発見
- (2) 科学的原理
- (3) 単純な情報の開示
- (4) 単純な美術創作

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上利用することができるものでなければなりません(22条)。

以下のものは、産業上の利用可能性がありません(基準第3章-1.2)。

- (1) 実際明らかに製造又は使用できないもの
- (2) 診断、治療を目的としない外科手術

3. 新規性

発明は、新規性を有するものでなければなりません

新規性がない発明は、以下の通りです(22条)。

- (1) 特許出願前に、刊行物に公表されたもの
- (2) 特許出願前に、公然実施されていたもの
- (3) 特許出願前に、公然知られたもの

4. 拡大された先願の地位

発明が、その出願後に公開又は公告された先願に記載された内容と同一であるときは、特許を受けることができません(23条)。

ただし、この要件は、出願人同一の場合には適用されません。

5. 進歩性

発明は、当業者が出願前の先行技術に基づいて容易に完成することができた場合、特許を受けることができません(22条)。

「容易に完成することができたこと」は「容易に知ることができたこと」と同一の概念であると考えられています。例えば、先行技術を、転用、置換え、変更あるいは組合せることで完成できた発明は、容易に知ることのできるものであり、容易に完成できるものと認められ、進歩性がないものと判断されます(基準第3章-3.2.3)。

6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明に対して2以上の出願が行われた場合、最初の出願(出願日又は優先日により決定)のみが特許を受けることができます(31条)。

同一発明又は実用新案に関して発明特許及び実用新案登録が別々に出願された場合も同様です。

ただし、台湾においては、同一の発明について特許と実用新案の両方を同日に出願する「特許/実用新案同日出願」が可能です(32条)。この同日出願を行った場合、実用新案出願については、無審査で先に登録されます。このことにより、早期に実用新案権を取得して、実用新案を保護することができます。特許出願については、特許出願の実体審査において拒絶理由が見つからなかった場合には、審査官より、実用新案権と特許権のいずれか一方を選択することを要求する通知が発せられますので、この通知から所定期間内に特許権を選択することで、特許権を取得することができます。このことにより、長い保護期間で発明を保護することが可能です。なお、特許出願が特許査定される前に実用新案権が既に消滅している場合には、特許権は付与されません。

7. 不登録事由

他の登録要件を具備する発明であっても、以下のものは、特許を受けることができません(24条)。

- (1) 動物、植物、及び動物や植物を生産するための生物学的方法(ただし、微生物学的方法を除く)。
- (2) 人間又は動物に関する、疾病の診断、治療、又は外科手術の方法。
- (3) 公序良俗に反するもの。

〔特許出願〕

1. 概要

- (1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(25条、規則15)。

- ① 願書
- ② 明細書
- ③ 特許請求の範囲
- ④ 要約
- ⑤ 必要な図面
- ⑥ 代理人に出願手続を委任する場合には、委任状
- ⑦ 優先権を主張する場合には、優先権主張の申立書及び優先権証明書

(2) 出願言語

出願書類は、原則として、中国語(繁体字)で記載しなければなりません(規則3)。繁体字は、中国出願時に使用する簡体字とは異なるため、注意が必要です。

ただし、明細書及び必要な図面を外国語(英語及び日本語を含む9か国の言語であり、PCT出願の公開言語と同じ言語)で提出することも認められています(25条)。外国語で明細書等を提出した場合には、中国語の翻訳文を指定期間内に提出する必要があります。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

明細書には、以下の内容を記載します(26条、規則15)。

- ① 発明の名称
- ② 発明の説明

(2) 特許請求の範囲

① 独立クレームと従属クレーム

特許請求の範囲は、少なくとも1項以上の独立クレームで表すことができ、必要時に応じて1項以上の従属クレームを付加することができます(規則18)。

② 従属形式の制限

従属クレームとしては、多数項従属クレームを含めることができますが、選択的な従属のみが許容されています。一方、多数項-多数項従属クレームは認められていません(規則18)。

③ クレームの数

クレームの数については制限がなく、また超過費用も請求されません。ただし、クレームの数は合理的でなければならず、

できる限り従属クレーム又は引用記載形式の独立クレームを採用するか、あるいは単一クレーム中に択一形式で複数の選択項目を記載することで、重複記載を減少させることが必要です。同一の出願中には、2項以上の実質的に同じかつ同一カテゴリに属するクレームを含めてはいけないことになっています(基準第2章-3.4.2)。ただし、実務上は、審査官がクレームの数が不合理であることを理由として出願人に修正を要求することは、稀なようです。

④クレームの記載形式

実務上、認められる請求項の記載形式は、以下の通りです(基準第2章-3.3)。

- a. 独立項は、2段形式で記載することが推奨されています(規則19)。
- b. 化学式又は数学式を記載することができるが、挿し絵を付することは禁止されています。
- c. いわゆるオムニバスクレームは原則認められていませんが、発明が特定の形状に係るものであって図形でのみ定義でき、文字で表すことができない場合、「図～に示すとおり」等の類似の用語を記載することができます。
- d. 機能表現クレームとして記載することができます。機能用語の解釈は、発明の説明の中に述べられたその機能に対する構造、材料、又は動作、及びその均等な範囲を含めて行わなければなりません。
- e. マーカッシュ形式で記載することが可能です。

(3) 必要な図面

図面は、発明の各技術特徴とその構成する技術手段の理解に必要な場合に含めなければなりません(25条)。

3. 単一性

特許出願は、1つの広義の発明概念に属している2以上の発明は、1出願として出願することができます(33条)。

この「1つの広義の発明概念に属している」とは、2以上の発明が技術的に関連していることを意味しており、「技術的に関連している発明」とは、1又は2以上の同一又は対応する特徴を含んでおり、先行技術に貢献する特定の技術的特徴を有する発明を意味します(規則23)。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

1つの特許出願に実質的に2以上の発明が含まれている場合には、2以上の出願に分割することができます(34条)。

分割出願は、単一性違反に関する知的財産局からの通知に対する措置として、あるいは自主的に行うことができます。

分割出願は、最初の審査における特許査定通知送達後30日内にも行うことが可能です。

2. 変更出願

特許、実用新案、意匠の相互間で変更が認められますが、意匠を特許に変更することは認められていません(108条、132条)。

なお、特許/実用新案同日出願については、上記「先願主義と二重特許の禁止」の項をご参照下さい。

3. 国内優先出願

台湾で出願日を取得した特許出願又は実用新案登録出願に基づく国内優先権を主張して、特許出願を行うことができます(30条)。

ただし、以下のいずれかの事情がある場合を除きます。

- (1) 基礎出願の出願日から12か月を経過している場合
- (2) 基礎出願に記載された発明又は考案について、すでにパリ条約の優先権又は国内優先権を主張している場合(優先権の累積主張禁止)
- (3) 基礎出願が分割出願又は変更出願である場合
- (4) 基礎出願について既に公告又は拒絶査定が確定している場合
- (5) 基礎出願が既に取り下げられ、あるいは受理されなかった場合

4. 外国語書面出願

上述したように、明細書及び必要な図面は外国語で提出することができます(25条)。外国語で明細書等を提出した場合には、中国語の翻訳文を指定期間内に提出する必要があります。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

出願が審査又は出願人の声明により国家の安全に影響する恐れがある場合、その明細書について国防省又は国家安全関連機関に意見を求め、秘密の必要があると認められた場合には、その特許を公告せず、出願書類は封をして保管され、閲覧不能とされます(51条)。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願書類の欠落の有無が審査されます。

3. 審査請求

何人も、出願日から3年以内に審査請求を行うことができます。この期間内に審査請求がなかったときは、出願は取り下げたものとみなされます。分割出願又は変更出願が原出願の出願日から3年経過後に出願された場合には、分割又は変更出願の出願日から30日以内に審査請求することができます。なお、審査請求は取り下げることができません(38条)。

4. 先行技術文献の提出

出願人には、先行技術文献の提出義務は課せられていません。

5. 実体審査

(1) 補正期限

出願人は、明細書及び図面を補正することができます(49条、基準第5章-1)。

ただし、最初の審査意見通知書が発行された後は、審査意見通知書による指定期限内に限り補正することができます。

なお、最後の審査意見通知書による指定期限内に行う補正は、以下のいずれかを目的とするものに限って認められます。

- ①クレームの削除
- ②特許請求の範囲の減縮
- ③誤記又は誤訳の訂正
- ④不明瞭な記載の釈明

(2) 実体審査手続

① 審査意見通知書

実体審査において、特許要件を満たしていないと判断された場合、知的財産局は審査意見通知書を発行し、指定期限を定めて、出願人に意見陳述又は明細書又は図面の補正の機会を与えます(46条)。

② 拒絶処分書

出願人が、審査意見通知書に記載された理由に基づき意見陳述又は補正を行わなかった場合、あるいは意見陳述等の内容が

審査官に受け入れられなかった場合、通常知的財産局は、特許を許可しない旨を記載した拒絶処分書を発行することにより、当該出願を最終的に拒絶します(46条)。

③ 許可処分書

一方、出願に拒絶理由がない場合、あるいは拒絶理由が出願人による意見陳述又は補正により解消した場合には、知的財産局は、特許を許可する旨を記載した許可処分書を発行します(47条)。

許可処分書の送達から3か月以内に特許証交付手数料及び初年度の年金が納付された場合には出願公告が行われ、公告日に特許権が付与されて、特許証が発行されます(52条)。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

1. 再審査

出願人は、拒絶査定に不服がある場合、査定書送達後2か月以内に理由書を添付して再審査を請求することができます(48条)。

2. 経済部訴願審議委員への訴願

出願人は、再審査の決定に不服の場合、再審査の審定書を受領した翌日から30日以内に、知的財産局の上級機関である経済部の訴願審議委員会へ訴願することができます。

3. 裁判所への上訴

出願人は、訴願の決定に不服の場合、訴願決定書が送達された翌日から2か月以内に、起訴状を準備し、知的財産局を被告として、知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起し、元の決定の取り下げ及び訴願の決定を請求することができます。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

改正専利法(2014年3月24日施行)

専利法施行規則(2013年1月1日施行)

専利審査基準(2014年版)

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】（齊藤達也編著、発明協会、2009年11月）